

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定施設の設置許可申請
  - 介護医療院の開設許可
  - 指定介護療養型医療施設の指定の辞退
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
  - 土地改良事業の施行認可
- 【公告】
- 県営土地改良事業計画の縦覧
  - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 【海区漁業調整委員会】
- 第五百二十回岡山海区漁業調整委員会の開催

環境管理課

指導監査室

健康推進課

健康推進課

耕地利課

耕地利課

建築指導課

建築指導課

海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 丸五ゴム工業株式会社

住 所 倉敷市上富井58番地

氏 名 代表取締役社長 藤木 達夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 丸五ゴム工業株式会社矢掛工場

所在地 小田郡矢掛町東川面417番地

# 平成31年2月15日 岡山県公報 第12068号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止	
種	類	51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (No. 45)		51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (No. 46)		51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (No. 27)	
能	力	72.3kg/回		48.8kg/回		同左	
工事着手予定年月日		許可後直ちに		同左		-	
工事完成予定年月日		工事着手後2週間		同左		-	
使用開始予定年月日		平成31年5月		同左		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25分/回, 15時間/日		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.29	0.46	0.20	0.31	同左	
	p H	6.5	7.0	同左			
	BOD (mg/L)	404.3	549.6				
	COD (mg/L)	808.6	1,099.2				
	SS (mg/L)	19.0	53.0				
	油 分 (mg/L)	2.6	5.8				
	T-N (mg/L)	6.0	9.9				
	T-P (mg/L)	0.33	0.50				
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成31年2月15日 岡山県公報 第12068号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前	変 更 後							
工場又は事業場における施設番号	油水分離, 回転円盤ろ床, 排水処理施設	同左							
種 類	汚泥固定式, 活性汚泥	同左							
構 造	F R P, ステンレス配管, 鉄筋コンクリート	同左							
主 要 寸 法	油水分離: L1,800mm×W1,800mm×H2,000mm 回転円盤ろ床: φ2,440mm×7,000mm 排水処理施設: L4,200mm×W9,595mm×H3,000mm+L7,900mm×W17,700mm×H5,000mm	同左							
能 力	150m <sup>3</sup> /日	同左							
処 理 の 方 法	水平浮上分離, 間接ばっ気法, 活性汚泥法	同左							
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに							
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	工事着手後2週間							
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	平成31年5月							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間 季節的変動若干あり	同左							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	65.5	81.3	65.5	81.3	65.8	81.8	65.8	81.8
	p H	6.8	7.3	6.8	7.3	同左			
	B O D (mg/L)	46.2	75.3	7.4	12.6				
	C O D (mg/L)	92.3	151.1	14.7	25.2				
	S S (mg/L)	15.0	40.0	8.0	21.0				
	油 分 (mg/L)	8.0	10.0	5.0	6.0				
	T-N (mg/L)	6.00	9.89	9.87	14.48				
	T-P (mg/L)	0.33	0.5	0.76	1.09				
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	無数	無数				
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は, 公共下水道に排除される。

# 平成31年2月15日 岡山県公報 第12068号

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成31年2月15日から同年3月8日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び矢掛町役場

◎岡山県告示第五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

平成三十一年二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

北川病院介護医療院

2 所在地

岡山県和気郡和気町和気二七七番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人紀典会

2 所在地

岡山県和気郡和気町和気二七七番地

三 許可年月日

平成三十一年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三B二三〇〇〇一七

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第五十四号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

平成三十一年二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

医療法人紀典会北川病院

2 開設場所

岡山県和気郡和気町和気二七七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人紀典会

2 所在地

岡山県和気郡和気町和気二七七番地

三 辞退年月日

平成三十一年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一二三一〇一二五

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十一年二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

マスカット薬局高梁店

高梁市柿木町二〇一

平成三十一年二月十二日



◎岡山県告示第五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

倉敷中央訪問看護ステーション

倉敷市鶴形一―九―七

平成三十年十二月二十日

医療法人社団清和会笠岡第一病院附属診療所

笠岡市二番町二―九

平成三十年十二月三十一日

訪問看護ステーションサクラ

倉敷市下庄七〇―一

平成三十年十二月三十一日

◎岡山県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成三十一年二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工種

西七区支線79号

かんがい排水

西七区支線123号

〃

西七区支線125号

〃

三 認可年月日

平成三十一年一月二十九日

〔六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により  
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十一年二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 郷曾池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 郷曾池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成三十一年二月十五日から同年三月八日まで

四 縦覧の場所

岡山市北区役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（用排水施設整備 近平第四地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 近平第四地区）計画書

三 縦覧の期間

平成三十一年二月十五日から同年三月八日まで

四 縦覧の場所

津山市役所

〔六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字トトメ地一四七八―一、一四七九―二、一四八〇―四、一四八〇―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中帯江四一六一―二C二〇一

永井 裕也

三 許可番号

岡山県指令建指第三二三号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二十回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十一年二月十五日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

平成三十一年三月二十五日(月)

午後一時から

二 場所

岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL(〇八六)二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 くるまぐろの保存及び管理に関する計画案について